

## 豊見城市条例第24号

### 豊見城市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例

私たちのまち豊見城市は、沖縄本島南部に位置し、県都那覇市に隣接する都市であり、古くからその地の利と肥沃な土壌を活かし、さとうきびづくりや都市近郊農業を生業として発展してきた。

現在はそれに加え、那覇空港に近接する地の利を活かし、瀬長島をはじめとする西海岸を中心に観光地として大きく発展している。

その中であって、市内事業所の大部分を占める中小企業・小規模企業・小企業は、地域経済の発展や雇用の創出に重要な役割を果たすのみならず、地域行事へ参加することや地域団体との連携を通して地域の活性化及び市民生活の向上に大きく貢献してきた。

将来にわたり豊見城市が持続可能な発展を遂げるに当たっては、地域に根ざす中小企業・小規模企業・小企業の振興による所得の向上及び雇用の拡大が不可欠である。

これらを踏まえ、行政、企業、市民その他関係団体が連携して中小企業・小規模企業・小企業の振興を図ることが安定した地域経済を生み出し、活力と魅力ある豊見城市の実現につながることを共通認識とし、豊見城市の理念と方向性を示すためこの条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業・小企業（以下「中小企業等」という。）が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業等の振興の基本となる事項を定め、市、中小企業等その他関係者のそれぞれの役割を明確にすることによって、中小企業等の振興を図り、もって地域社会及び市民生活の向上と発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）第2章に規定する商工会をいう。）、商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合をいう。）及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務

所又は事業所を有するものをいう。

- (5) 大企業者 中小企業者・小規模企業者・小企業者（以下「中小企業者等」という。）以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (7) 商店会 商店街にあつて、主として小売業、飲食業、サービス業等を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。
- (8) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を営む事業者及び信用保証協会をいう。
- (9) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校及び同法第124条の専修学校をいう。
- (10) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。

（基本方針）

第3条 中小企業等の振興は、地域経済の発展及び活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を市、中小企業者等、中小企業団体、大企業者、商店街、商店会、金融機関等、学校及び市民が一体となって推進することを基本とする。

（基本的施策）

第4条 前条の規定に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者等の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の経営基盤の強化及び改善を図ること。
- (3) 中小企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の人材の確保及び育成を図ること。
- (5) 中小企業者等の販路拡大を図ること。
- (6) 中小企業者等に関する施策の情報発信を図ること。
- (7) 観光サービスの発展及び観光需要の創出を図ることにより、市内消費の拡大を図ること。
- (8) 商店街の振興を図ること。
- (9) ものづくりの振興を図ること。
- (10) 中小企業者等と農業、漁業その他の産業との連携促進を図ること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、中小企業等の振興のために必要と認められる施策を講じること。

（市の責務）

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他関係機関との連携及び協力を図ることで、社会経済情勢の変化に対応した中小企業等の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を講じるよう努めなければならない。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第6条 中小企業者等は、社会経済情勢の変化に即応し、経営革新、経営基盤の強化に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保、従業員の福利厚生の実施及び人材の育成に努めるものとする。

- 3 中小企業者等は、地域経済の振興を図るため、市内において生産、製造又は加工される産品（以下「市産品」という。）の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、基本方針に基づき、中小企業者等が行う経営力向上及び改善策に対して積極的に支援するとともに、市が講じる振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本方針に基づき、中小企業者等とともに地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等が地域社会を支える重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携を図り、地域経済の振興に努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(商店街で事業を営む者の役割)

第9条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

- 2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第10条 商店会は、前条第2項の商店街の振興に関する事業を実施するときは、商店街で事業を営む者の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第11条 金融機関等は、基本方針に基づき、中小企業者等が経営革新、経営基盤の強化及び改善に円滑に取り組むことができるように、資金の供給、経営相談及び販路拡大の支援等を行うことで、中小企業者等の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、中小企業者等が市の経済発展に果たす役割を理解するとともに、市が講じる振興施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第12条 学校は、学校教育活動を通して、児童生徒及び学生に対し、中小企業者

等の事業活動が市の発展に貢献していることについての理解を深めさせるとともに、市が講じる振興施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校は、学校教育活動の一環として、中小企業者等と連携して、児童生徒及び学生の職場体験等を実施し、これを通して地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(意見の反映)

第13条 市長は、振興施策の策定に当たっては、中小企業者等その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の理解と協力)

第14条 市民は、中小企業等の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市産品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。